

旧深谷通信所公共空地利用管理運営連絡会 野球場等管理運営要領

第1章 総則

(趣旨)

第1条 旧深谷通信所公共空地利用管理運営連絡会設置要綱（以下「要綱」という。）第3条第2項に基づき、旧深谷通信所公共空地利用管理運営連絡会（以下「連絡会」という。）における協議の結果等のうち、必要な事項を旧深谷通信所野球場等管理運営要領（以下「要領」という。）として定める。

(目的)

第2条 野球場、ゲートボール場及びグラウンドゴルフ場（以下「野球場等」という。）の管理運営等、要綱第3条第1項に掲げる事項について必要な事項を定めることにより、旧深谷通信所における公共空地利用を円滑に実施することを目的とする。

(法令順守)

第3条 連絡会のチーム（以下「利用チーム」という。）が野球場等を利用する場合、要綱、要領、関係する法令及び横浜市の通達を遵守し、連絡会の運営業務に対し協力するものとする。

第2章 野球場等の利用

(利用の範囲)

第4条 公共空地のうち、利用可能な範囲は別図1、野球場等は別図2のとおりとする。

(施設の利用時間帯)

第5条 野球場等の野球利用は、原則、土曜日、日曜日及び祝日の午前7時から午後5時までとする。

2 野球場等のゲートボール利用は、午前7時から午後5時までとする。

3 野球場等のグラウンドゴルフ利用は、平日の午前7時から午後5時までとする。

4 平日午後並びに学校（小学校及び中学校）の春季、夏季及び冬季休暇等の期間の野球利用については、連絡会で別途定めるものとする。

(招待チーム)

第6条 利用チームが他のスポーツチームを招待し、練習又は試合を実施しようとする場合、次の条件に従うものとする。

(1) 利用チームは施設内で招待チームに終始付き添うものとする。

(2) 招待チームの利用に際して、利用チームは善良な管理者として本規定を遵守し、管理するものとする。少年野球連盟等が実施するリーグ戦等に参加する招待チームについても同様とする。

(目的外利用)

第7条 利用チームは、野球場等を野球、ゲートボール及びグラウンドゴルフを行う目的以外で利用する場合は、事前に連絡会の許可を受けなければならない。

(営利目的利用及び又貸の禁止)

第8条 利用チームは、野球場等を営利を目的として利用してはならない。

2 利用チームは、野球場等の全部及び一部を第3者に又貸ししてはならない。

3 利用チームは、野球場等の利用特権を分配するなどの手段をもって、金銭的、物質的、政治的又は宗教的な利益を得たり便宜を図ったりすることはできない。

(野球場等の利用制限)

第9条 野球場等は、国等による現地調査及び工事等の妨げにならない範囲で利用するものとする。

(管理運営費用)

第10条 野球場等の利用に伴う管理運営に関する費用は、原則として利用チームが負担するものとし、国及び横浜市はその費用を負担しない。

(建造物等の構築禁止)

第11条 利用チームは、公共空地内に建造物等を構築することはできない。

(違反行為に対する措置)

第12条 利用チームが、要綱又は要領に定める各条項に違反した場合、連絡会は書面により警告又は改善指導を行うものとする。同様の行為が再度繰り返された場合、連絡会は当該利用チームの野球場等の利用を禁止することができる。

第3章 野球場等利用における管理運営

(防火・防犯)

第13条 公共空地内は原則火気厳禁とし、何人も焚火等を行ってはならない。

2 利用チームは、利用に際し防火及び防犯に対して最大限の注意を払うものとし、利用者又は第3者が行う焚火や花火、不審な行動等を目撃した場合は、直ちにこれを注意するか、又は、最寄りの警察署等への報告に努めるものとする。

3 深谷通信所跡地内は、全面禁煙とする。

(事故防止及び自己責任)

第 14 条 利用チームは、野球場等を利用する場合、細心の注意を払い、事故防止、防火及び衛生の各対策に努めるものとする。

- 2 利用チームが野球場等を利用中、事故に遭遇した場合、利用チームの自己責任において解決するものとし、横浜市及び連絡会はその事故に対し一切の責任を負わないものとする。
- 3 野球場等を利用中に発生した事故については、事故発生直後の初動対応を万全に行い、事故の弊害を最小限に留める努力をするものとする。
- 4 野球場等を利用中に発生した事故に関して、事故処理に必要な関係官庁及び関係者に適切な連絡を取り対処するものとする。
- 5 利用チームの代表者は、事故の内容と経過について、連絡会事務局(政策局基地対策課)に報告するものとする。(当該競技に幹事会がある場合は、幹事会を通して報告するものとする。以下同じ。)

(管理責任者)

第 15 条 利用チームは、野球場等を利用する場合、管理責任者を配備し、事故等の発生防止に努めるものとする。

(救急時の対応)

第 16 条 利用チームが施設内で人身事故に遭遇した場合、速やかに次の措置を取るものとする。

- (1) ゲート当番に対し、事故の内容(事故現場等)及び救急車の入門(ゲート内進入)を連絡する。
- (2) 必要に応じて、事故の内容を速やかに関係官庁へ連絡する。
- (3) 利用チームの代表者は、対応経過等について、連絡会事務局に報告するものとする。

(負傷・物的損害)

第 17 条 公共空地内における負傷(通路内における車両等との接触による人身事故を含む)又は物的損害については、利用者がその責任を負うものとし、横浜市及び連絡会はその負傷又は物的損害に対し一切の責任を負わないものとする。

- 2 野球利用者はスポーツ保険を付保し、利用チームは、加入状況等を記した書類の写しを、連絡会事務局(政策局基地対策課)に提出するものとする。

(芝刈)

第 18 条 利用チームのうち野球チームは、公共空地内の横浜市が指定した範囲かつ連絡会がチームごとに割り当てた範囲の雑草及び芝の刈り込みを行う。芝の高さは 15 c m 以下に保つものとする。

- 2 利用チームは前項の作業を行う場合に電動又はエンジン付草刈機を使用することができる。

- 3 公共空地内で草刈機を使用して作業する場合の給油は、作業現場で行うものとし、補給後の補給容器に残存している燃料は、抜き取った後、必ず持ち帰るものとする。
- 4 前2項の草刈機に使用する燃料補給用容器は、消防法に適合したものを使用するものとし、空の状態で保管するものとする。
- 5 連絡会又は幹事会が、臨時に雑草及び芝の刈込行事等を実施する場合、利用チームはその行事に参加しなければならないものとする。

(野球場等の清掃)

第19条 利用チームは、いかなるときでも、野球場等の秩序ある使用とその清浄を保つことについて責任を負うものとする。

- 2 野球場等内に不法に投棄されたごみは、発見時に当該野球場等を利用したチームが撤去するものとする。ただし、粗大ごみ等直ちに撤去することができないものについては、可能な限り野球場等の利用の妨げにならない場所に移動した上で、連絡会事務局に報告するものとする。
- 3 公共空地の範囲内で利用チームが共有して利用するエリアの清掃を必要とする場合は、連絡会の指示に基づき清掃を実施するものとする。

(衛生管理)

第20条 トイレを設置し、管理するチームは、くみとり業務を定期的実施するものとする。

- 2 利用チームは、野球場等を利用するごとにトイレ清掃を行うものとする。

(植物の栽培の禁止)

第21条 利用チームが公共空地内で樹木等植物を栽培することを禁止するとともに、現存する樹木等植物の撤去・植替えを禁止する。

(農薬の使用禁止)

第22条 利用チームは、公共空地内において、いかなる量でも農薬又は人体や環境に危険を及ぼす恐れがある物質を使用することはできないものとする。

(ゲート及びゲート隣接駐車場の管理)

第23条 野球場利用日におけるゲート及びゲート隣接駐車場の管理は、利用チームが交代で行うものとする。

- 2 同管理中に事故等が発生した場合、速やかに関係官庁及び幹事会へ連絡するものとする。

(公共空地内の交通規則)

第 24 条 ゲート内公共空地は、荷物の運搬などの目的で事前に許可を受けた車両のみ通行できるものとする。その場合、連絡会が発行した車両通行証を車外から見える場所に表示しなければならない。

2 ゲート内は、時速 15k m以下で走行しなければならない。

3 利用チームは、通行に際し事故が発生しないよう最大限の注意を払うものとする。

(駐車場の使用)

第 25 条 駐車場の使用は次のとおりとする。

(1) 連絡会発行の駐車許可証を表示した利用チーム及びその招待チームの車両の駐車場は、ゲート隣接の指定駐車場とする。

(2) 駐車場に車両を駐車する場合は、ゲート正面でゲート管理当番員の指示に従うものとする。

第 4 章 その他

(個人情報の取扱い)

第 26 条 個人情報の取扱いにあたっては、横浜市個人情報の保護に関する条例その他個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(定めのない事項)

第 27 条 本要領の各条項に疑義が生じた場合、並びに本要領に定めのない事項が生じた場合、その都度、協議の上取り決めるものとする。

(附則)

第 1 条 本要領は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。

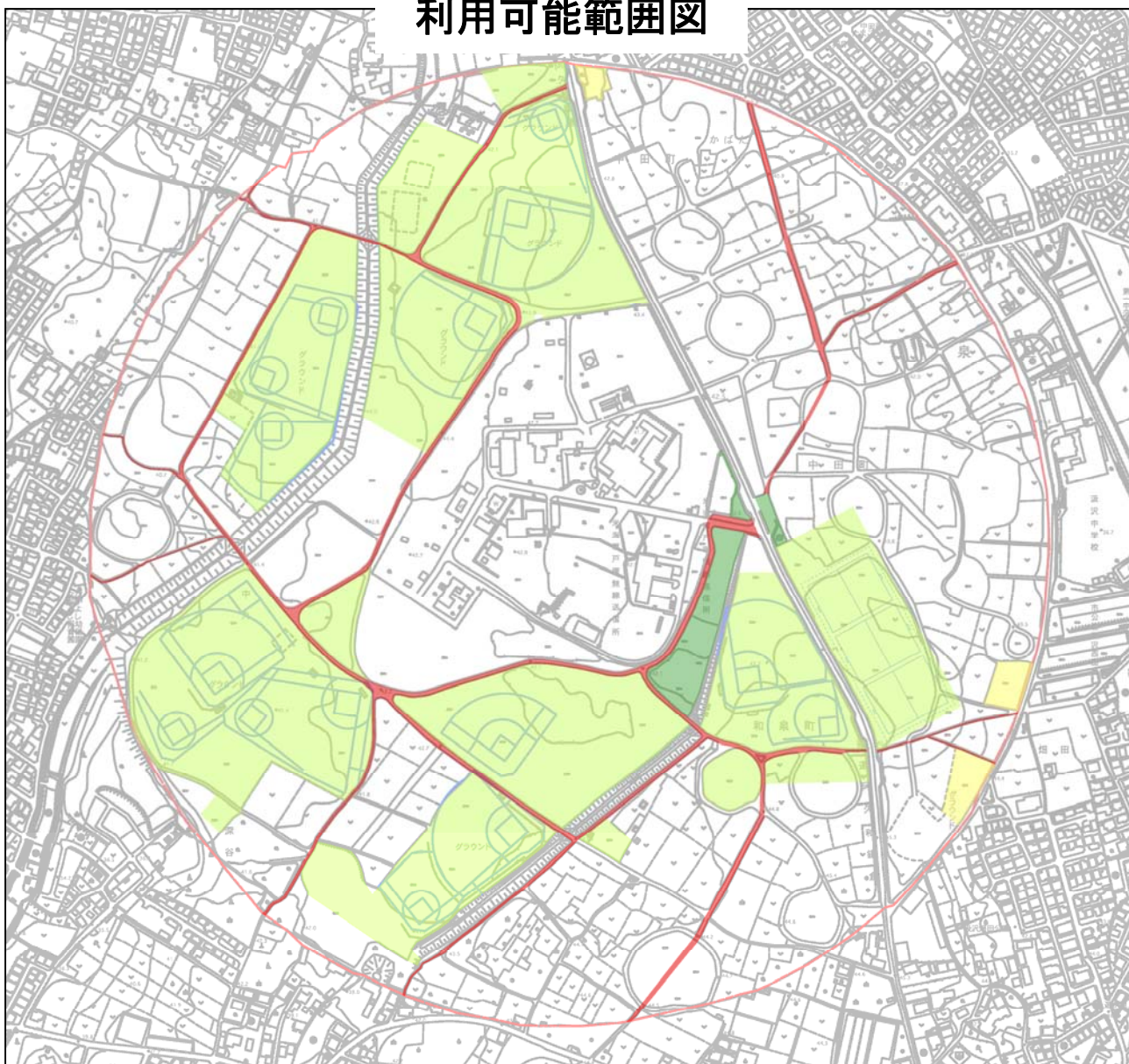
(附則)

第 1 条 本要領は、平成 28 年 8 月 27 日から施行する。

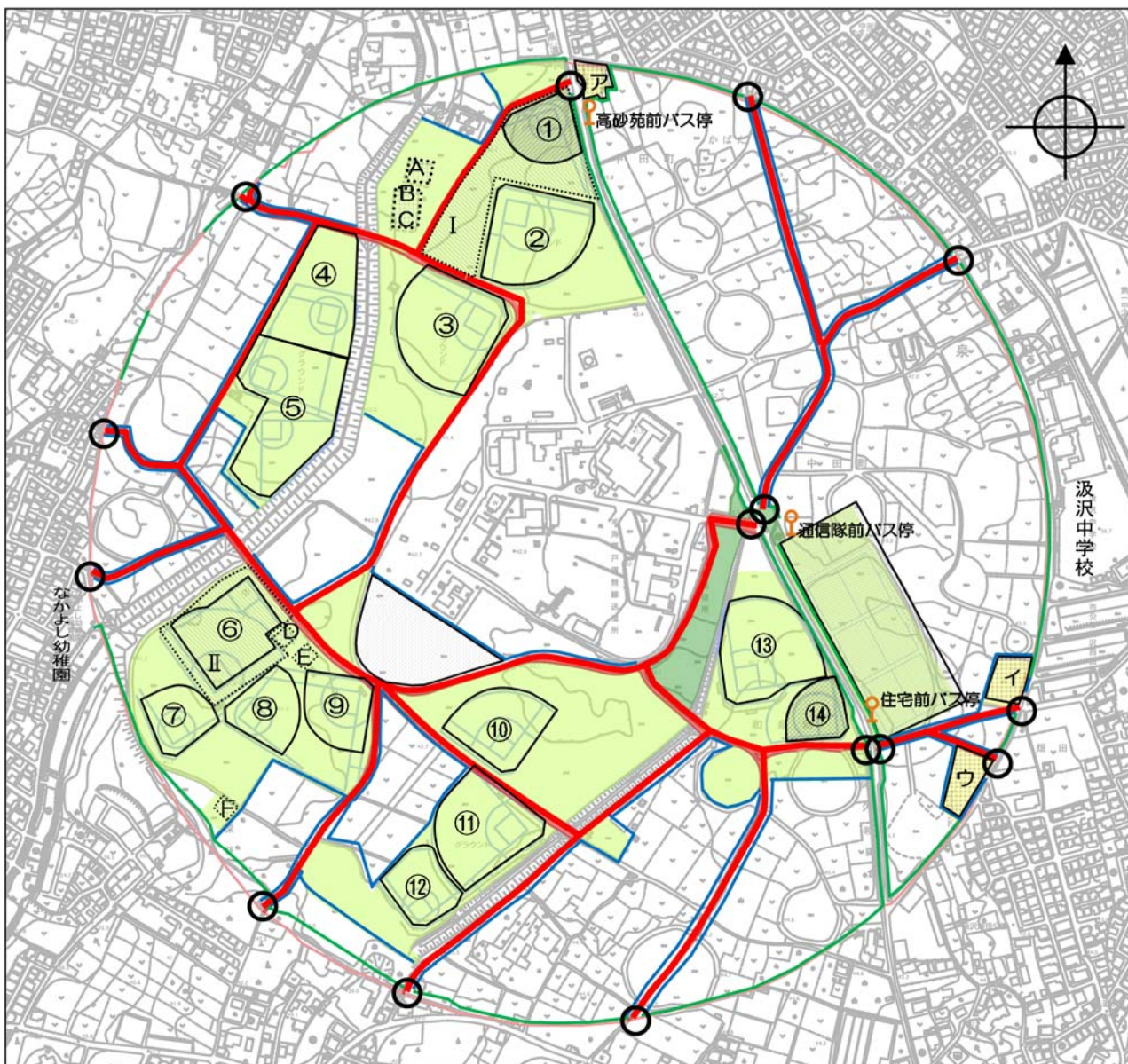
(附則)

第 1 条 本要領は、令和 3 年 12 月 28 日から施行する。

利用可能範囲図



●野球等利用は、かまくら道より西側の公共空地内とする。



●野球場 ①～⑭

※①及び⑭の野球場は、泉区地域スポーツ広場として利用されている。

●ゲートボール場 A～F

●グラウンドゴルフ場 I～II